

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会常勤理事の報酬等及び慰労金
に関する規約

(総 則)

第1条 定款第27条に定める常勤の理事の報酬等及び慰労金は、この規約に基づき支給する。

(報酬等)

第2条 報酬等年額の総額は、550万円の範囲内で予算で定める額とする。この場合において、予算で定める額は、次の式に基づき算出する。

$$\text{報酬等年額} = \text{報酬月額} \times (\text{12か月} + \text{期末手当月数})$$

2 理事の就任当初の報酬月額は、静岡県行政職給料表の5級9号の額とする。ただし、毎年度の昇給は、妨げない。

3 報酬の支給は、毎月21日とし、金融機関の口座に振込むことにより行う。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(慰労金)

第3条 常勤役員が退任したときは、別表により算出した慰労金を支給する。ただし、在任月数に端数月を生じた場合は、その月については、日割り計算を行う。

2 慰労金の支給は、金融機関の口座に振込むことにより行う。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 慰労金の算出基準

次の表により、各期間ごとに算出した額の合計額を慰労金の額とする。

在任期間による区分		在任期間ごとの慰労金の額
A	退職前、24月以内の期間	基準報酬月額×10%×在任月数
B	退職前、25月～48月の期間	基準報酬月額×5%×在任月数
C	退職前、48月を超える期間	基準報酬月額×3%×在任月数

(注) 基準報酬月額は、対象期間の最終月の報酬月額とする。